

「最新情報」

GSAP

2021年5月21日

“直接税関連の様々なコンプライアンス期限の延長”

新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、インド政府は2020-21年度の直接税関連の法定・コンプライアンス期限の延長を発表しました。

本アラートにおいて変更後の新しい期限に関する該当情報を纏めております。

情報源: CBDT Circular No. 9/2021 F.No. 225/49/2021-ITA-II dated May 20, 2021

 www.gsapadvisors.com

 info@gsapadvisors.com

2020-21年度に関するコンプライアンス期限の変更（1/2）

1961年所得税法に基づく所定のコンプライアンスに関する変更後の新しい期限は次の通りです：

申告書・報告書の種類	対象者	既存の期限	変更後の新しい期限
所得税申告書	所得税法またはその他何れかの法律に基づき会計監査を受けることが義務付けられている納税者	2021年10月31日	2021年11月30日
	所得税法またはその他何れかの法律に基づき会計監査を受けることが義務付けられているファームのパートナー	2021年10月31日	2021年11月30日
	法人(国内および外国法人)	2021年10月31日	2021年11月30日
	移転価格証明書(Form 3CEB)を提出しなければならない納税者	2021年11月30日	2021年12月31日
	その他の納税者(個人を含む)	2021年7月31日	2021年9月30日
税務監査報告書	期限後・修正申告書	2021年12月31日	2022年1月31日
	インドの所得税法に基づく税務監査報告書(Form 3CD)を提出しなければならない納税者	2021年9月30日	2021年10月31日
移転価格証明書	移転価格証明書(Form 3CEB)を提出しなければならない納税者	2021年10月31日	2021年11月30日

2020-21年度に関するコンプライアンス期限の変更（2/2）

申告書・報告書の種類	対象者	既存の期限	変更後の新しい期限
様式61Aにおける金融取引報告書	所得税法の第285BA条とルール114Eとの下申告・報告が義務付けられている対象企業	2021年5月31日	2021年6月30日
様式61Bにおける開示すべき銀行口座に関する報告書	所得税法の第285BA条とルール114Gとの下申告・報告が義務付けられている対象企業	2021年5月31日	2021年6月30日
源泉徴収税申告書	2020-21年度の第4四半期につき源泉徴収税申告が義務付けられている納税者	2021年5月31日	2021年6月30日
源泉徴収税証明書（フォーム16）の発行	様式24Qにて源泉徴収税申告が義務付けられている納税者（給与支払いに対する源泉徴収税申告を行う対象者）	2021年6月15日	2021年7月15日

• 2020-21年度の所得税申告書の提出期限が延長されているにも関わらず、自己申告納税義務が10万インドルピー超である場合には、納税者には第234A条（遅延申告）に基づく延滞利息を支払うことが義務付けられます。

• 居住高齢者である納税者は、事業や職業からの収入がない場合には、2021年7月31日までに支払った自己申告税は予定納税とみなされます。従って、上記の10万インドルピーの納税義務を計算する際に当該予定納税額が削減されます。

お問合せ先

GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor
Kalkaji, New Delhi 110019
India



info@gsapadvisors.com



+91 (11) 4056 0819
+91 (11) 4154 4443

Disclaimer: The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.